

議案第64号

逗子市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

逗子市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

令和5年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

逗子市総合計画審議会条例（昭和45年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の総合計画」の次に「等」を加える。

第2条中「本市総合計画」を「次に掲げる事項」に改め、「策定」の次に「、変更又は廃止」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 逗子市総合計画に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

第3条第2項第1号中「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

- (3) その他市長が必要があると認める者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

逗子市総合計画審議会の所掌事項及び組織を変更するに当たり、改正の要あるため提案する。